# 世がかっほご生活保護のしおり



この「しおり」は生活保護の制度について 説明したものです。

> うまぬましあくしじむしょ 魚沼市福祉事務所 しみんふくしぶふくししえんかせいかつしえんがかり (市民福祉部福祉支援課生活支援係)

# せいかつほ ご 生活保護について

#### **〇生活保護とは**

年釜や給与などの収入が国の基準による「最低生活費」を下向る世帯で、自分の資産や能力、 さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない世帯に対して、国が「健康で文化的 な最低限度の生活」を保障する、自本国憲法第25案や生活保護法で楚められている制度です。

#### ○生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、状態困窮に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、首立した生活が送れるよう支援することを首節とします。

#### せいかつほごりょう 生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、そのかたがたの問題解消のため、ご協力いたします。

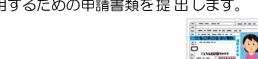
なお、生活保護の利用の際、以下の手続きを経ることとなります。

1 相談

るくしじむしょ そうだん こま ないよう 福祉事務所に相談し、お困りの内容をお聞きします。

② 申請

生活保護の申請意思のあるかたは、生活保護を りょう しんせいしょるい ていしゅつ 利用するための申請書類を提出します。



きょうさ **調査** 

性いかつほ こ しんせい ちょうさいん せいかつじょうきょう 生活保護を申請されますと、調査員が生活 状 況、しさんじょうきょう ちょうさ けっか せいかつほ こ 資産 状 況 などを調査します。調査の結果、生活保護 りょう が利用できるかどうかを審査します。



生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

それでは、 $\stackrel{\text{Curiod}}{\text{Lill}}$  1  $\sim$  4 の流れに沿って説明していきます。





#### そうだん 1 相談



# (生活にお困りになったら・・・)

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流、状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲で構いません。お気軽にご相談ください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

#### しんせい **2** 申請

# (意思があればどなたでも)

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所へ申請書類を提出します。福祉事務所に申請書類がありますので、お受け取りいただき、記入してください。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などを求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。
※明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請でなくても、福祉事務所が職権(職員の判断)で生活保護を開始する場合があります。

# 3 調査 (調査内容と制度について)

ここでは生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。

#### ●生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社など資産調査を行います。 ようょきん せいめいほけん とちかおく 銀行や生命保険会社など資産調査を行います。 済りまる 生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくことがあります。ただし、居住中の不動産は原則として、保有が認められますし、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。



# のうりょく かつよう ●能力の活用

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けないかたは、その もただいがいけつ ゆうせん 問題解決を優先します。



## ●扶養義務について

親・子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから 続いよう。 援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助 かのう しんぞく 可能な範囲の援助を行うものであり、援助 可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないという ことにはなりません。

また DV (家庭内暴力) や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。



#### ●ほかの制度の活用

せいかっぽ こいがい ねんきん かくしゅてあて いりょうじょせい しゃかいほしょうせいと 生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざま こってき せいと かっよう かのう せいと はぁい な公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。

# 助成金

## ●生活保護のしくみ

審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費(世帯単位)と世帯の収入(給料、各種手当、養育費なども含みます。)を比較して判定します。下図のように、はあい、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

(例)

#### まいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい けってい 最低生活費(世帯の人数や年齢などによって決定されます。)

世帯の収入 (就労収入、年金、手当、仕送りなど)

不足してしまう生活費



※保護費は世帯員の年齢や人数、その他の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定ではありません。

#### 」 ●**結果诵知**

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内)に生活保護が利用できるかどうかの結果が通知されます。

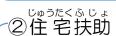
# 4 利用開始 (生活保護が始まったら・・・)

生活保護の利用が決定したかたには、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行っていきます。

# ●生活保護の種類

# 世にかつふじょ

な食、光熱費など日常生活の需要を満たすために います。 必要な費用が個人の年齢、世帯の人数などで算定 されます。





# の介護扶助

かいこにんでいう 介護認定を受けているかたが、 かいこう 介護サービスを受ける際の 1割の自己負担分が支給されます。 こちらも現物支給となるため自己負担額が発生し ません。なお介護サービス(住宅改修、福祉 ようぐこうにゅう ふく 用具購入を含む)の利用希望がある場合には福祉

# 6出産扶助

せかっさん 出産にかかる費用について、 ばんとがくない しきゅう 限度額内で支給されます。

<sup>ょっぱん</sup> 事務所へご相談ください。



# きょういくふじょ 多教育扶助

ことも まままういく う 子どもが義務教育を受けるための がくようひん きゅうしょくひ さいていげんひつよう 学用品、給食費など最低限必要ない 投いで しきゅう 経費が支給されます。



# で生業扶助

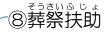
こうとうがっこう ひょう しゅうしょく 高等学校にかかる費用や就職 するために必要となる技能、しかくしゅとく 資格取得にかかる費用が 支給されます。



# いりょういじょ

いりょうひ げんぶつしきゅう 医療費は現物支給となるため、保険適用内のものに

ついては、自己負担が発生しません。 また、治療材料や施術なども またのではまるものについては、 とはなった。 を学生にあてはまるものについては、 とはなったがある。 を発言される。



世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などについて、限度額内で支給されます。

# の保護費の支給方法

## 1年月の保護費

ほこひ げんそく まいつき か 保護費は、原則として毎月5日 か どにち しゅくじつ ま ばあい (5日が土日、祝 日に当たる場合 は、その 直 前 の平日)に指定の こうざ ふ こ 口座へ振り込みをします。



# ②臨時の保護費

けいやくこうしんりょう つうがく アパートの契約 更新料や通学 でいきだい りんじ ひつよう 定期代など、臨時で必要となるいちじてき ほごひ よくげつぶん 一時的な保護費については、翌月分ほごひ あの保護費に合わせて支給するか、りんじてき しきゅう 臨時的に支給することもできます。

## ●生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されます。

- 1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
- 2. 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を利用できなくなることはありません。
- 3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- \*生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して、審査請求することができます。

## ●生活保護を利用するかたの義務

せいかつこうじょう む さりょく 1. 生活向 上に向けた努力をする

動けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。

びょうき 病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。



## 2. 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの使途のために はもの家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの使途のために 支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や がっこうきゅうしょくひ たいのう ばあい だいりのうふ ふくしじむしょ 学校給食費などを滞納された場合は、代理納付として福祉事務所が さいけんしゃ ちょくせつふりこみ おこな 債権者に直接振込を行うことがあります。



#### 3. ケースワーカーの指示に従う

ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

#### ●届出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

#### 世帯状況に変化があったとき(例)

- 住所が変わるとき(転居などについては必ず事前に相談をしてください)
- ・家族に変化があったとき (出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など)
- 就職や離職をしたとき
- 健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・ 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- その他生活状況に大きな変化があったとき

#### 収入に変化があったとき(例)

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- 年金などの込齢手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- 債務整理 (個人の借金を整理すること) による過払金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- 相続、養育書、什送りなどの収入があったとき
- ※上記は一例です。あらゆる収入の申告が必要です。





しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ 就 労 収 入 に対する控除	
き そ こうじょ ①基礎控除	「いゅうろうしゅうにゅう はあい きゅうよそうがく おう いってい きんがく こうじょ
②未成年者控除	ませいねんしゃ しゅうろう にまい きょこうじょ いってい きんがく こうじょ 未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ こうじょ 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
こうこうせい しゅうにゅう	

#### 高校生のアルバイト 収入

高校生のアルバイト 収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学、専門学校の にゅうがくきん そうき じりっ ま みと しゅうにゅう にんてい とりあっかい この みと しゅうとでう として認定しない取扱いができます。

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、中告するときにご相談ください。

# の地区担当員(ケースワーカー)





# みんせいいいん じどういいん O民生委員・児童委員

かくちいき 各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員・児童委員がいます。 ふくしじむしょ きょうりょくかんけい 福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員・児童委員にもご相談ください。

# お問い合わせ先

うぉぬましふくしじむしょ **魚沼市福祉事務所** 

うまぬましゃくしょ ふくししえんか せいかつしえんがかり (魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課 生活支援係)

〒946-8601 魚沼市小出島910番地

TEL 025-792-9767 FAX 025-792-5600

fto eh Lip<Unone 月~金(祝日除く) 8:30~17:15